

食品安全推進計画とは

- 食品安全条例に基づき食品安全審議会における審議を踏まえ策定(条例第7条、第26条)
第1期:平成17~21年度、第2期:平成22~26年度、第3期(現行):平成27~令和2年度
- 生産から消費に至る各段階で、全庁横断的に食品の安全確保に関する施策を推進
 - ・重点施策(現行11施策):重点的・優先的に取り組む施策
 - ・基本施策(現行46施策):関係各局が食品の安全確保に取り組む全ての施策
- 計画の進捗状況を食品安全審議会に報告・公表

※ 食品安全対策推進調整会議において、関係各局(福祉保健局、生活文化局、産業労働局、環境局、中央卸売市場等)における施策の推進や各局連携等に関する事項を協議

都民アンケート 食品の安全性をより確保するために都が取り組むべきこと

- ① O157、アニサキス、ノロウイルス等の食中毒対策 …49.5%
- ② 食品表示の適正化の推進 …48.7%
- ③ 輸入食品に対する監視指導や検査の充実 …47.4%

令和元年度第2回インターネット都政モニターアンケート結果(令和元年7月実施、回答者:487人)

現行計画11の重点施策

施策の柱1 国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

- ① 東京都エコ農産物認証制度の推進
- ② 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進
- ③ 国際基準であるHACCP導入支援

施策の柱2 情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

- ④ 食品安全情報評価委員会における分析・評価
- ⑤ 輸入食品対策
- ⑥ 「健康食品」対策
- ⑦ 法令・条例に基づく適正表示の指導
- ⑧ 食品安全に関する健康危機管理体制の整備

施策の柱3 世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

- ⑨ 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信
- ⑩ 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- ⑪ 総合的な食物アレルギー対策の推進

食品安全を取り巻く現状と今後の動向

食品安全を取り巻く現状

- 広域的・大規模な食中毒事件の発生
 - ・刻みのりを原因とする大規模食中毒
- 東京2020大会の開催
 - ・訪都外国人の増加
 - ・関係自治体が連携した監視指導
- 食物アレルギー患者の増加

今後の動向

- 改正食品衛生法の完全施行
 - ・HACCPに沿った衛生管理の制度化
 - ・営業許可制度の見直し・届出制度の創設
- 食品表示法の施行・表示基準の改正
 - ・原料原産地、アレルゲン表示の見直し
- 食品流通のグローバル化・多様化
 - ・TPP、日欧EPA等の自由貿易の進展
 - ・Eコマース市場の拡大

計画改定に向けた考え方

現状・今後の動向を踏まえ、計画改定に向け検討

現行計画の検証とさらなる推進

- ・緊急時の危機管理体制の検証
- ・輸入食品への対応
- ・食物アレルギー対策の推進 など

食品安全を取り巻く環境の変化に対応する施策の推進

- ・新たな法制度への対応
- ・訪都・在都外国人(従事者を含む)への対応
- ・食品安全を担う人材の育成 など

審議会の検討、答申を踏まえ、推進計画を改定(令和3年1月)